

○財務省告示第九十四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十六年
度の初日から平成二十七年二月二十八日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象
外輸入数量を次のように告示する。

平成二十七年三月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

1 平成二十六年年度の初日から平成二十七年二月二十八日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数
量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一 生鮮等牛肉

十九万九千七百九十三トン

二 冷凍牛肉

二十八万千四百四十四トン

2 平成二十六年年度の初日から平成二十七年二月二十八日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各協定対
象外輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一 生鮮等牛肉

七万九千九百一トン

二 冷凍牛肉

十二万八千四百九十トン